

仮設魚介類販売業の取り扱いについて

青空市やイベント、催し物などで仮設の施設を設けて魚介類の販売を行う場合、次のような営業許可の対象となります。

(1) 市形態で営業する仮設魚介類販売業

◎営業形態：青空市・朝市などの市形態の催し物を主催(参加)して仮設店舗にて魚介類を販売するもの。(ただし、市終了後に施設を撤去し、開催のたびに施設を設けることを繰り返すもの。)

◎取り扱える品目：鮮魚介類(冷凍魚介類及び生食用かきを除く)で、解体・加工・調理を行わないもの。

◎許可期限：5年間～5年3ヶ月

◎注意事項：次のとおり許可条件があります。

- ①営業場所の指定
- ②営業日時の指定
- ③営業時間終了後の施設の撤去

(2) 一時的に営業する仮設魚介類販売業

◎営業形態：各種イベント等の催し物を主催(参加)して仮設店舗にて魚介類を販売するもの。

◎取り扱える品目：鮮魚介類(生食用かきを除く)で、解体・加工・調理を行わないもの。

◎許可期限：イベントの開催期間内であって、3日以内。(ただし、年1回)

◎注意事項：次のとおり許可条件があります。

- ①営業場所の指定
- ②営業時間終了後の施設の撤去

注 意 事 項

仮設魚介類販売業では、魚介類の解体、加工、調理行為は出来ません。
魚介類の丸太売りのみができる営業許可です。

必要な衛生的設備等(申請時に確認します)

1 「三方囲いで屋根のあるテント」あるいは「屋根のあるテント+ブルーシートなど三方を囲えるシート」

※営業中は必ず**三方(右、左、後ろ)をすき間なく囲ってください。**

※テントの前方は、カウンター、机等で区画してください。

2 蛇口等が付いた流水式ポリタンク(40L以上)

※足りない場合は計40L以上になるようにポリタンクを追加すること

3 排水タンク 又は バケツ等

4 フタ付のゴミ箱

5 クーラーボックス(発泡スチロールは不可) 及び 温度計

※使用時は十分に保冷すること

※発泡スチロールは、販売時展示には使用可。保管用には不可

※冷蔵庫等の冷蔵設備がある場合はクーラーボックス不要

冷凍魚介類を取り扱う場合は冷凍設備

6 薬用石けん 及び 消毒液

7 使い捨て容器等を保管するフタ付の設備

(プラスチック製衣装箱等)

8 作業場を清掃等するためのもの、ふきん・ペーパータオル等

9 手数料(新規) 7,000円

・申請方法、必要書類等は、許可パンフレット P8 参照



注意：商品を陳列、保存する容器は、飛び跳ねたりする水などによる汚染を防ぐため床面から60cm以上の高さに容器の解放面がくるようにしてください。

<図面例>

